



令和3年度 定期総会結果報告

令和3年5月31日

令和3年度
副会長 青木 優子

令和3年度定期総会が、去る5月31日午後2時から開催されました。
本人出席は79名(役員含む)、委任状による出席は1600名でした。

議案	概要	結果
【第1号議案】 令和2年度一般会計・特別会計決算の件	一般会計は、当期収入合計約11億9727万円、当期支出合計約13億1262万円であり、単年度収支は約1億1534万円の支出超過となった。この結果、前年度からの繰越金約11億6087万円が当該超過分減少し、令和3年度に約10億4553万円を繰り越すこととなった。令和2年度は、厚生労働省による「雇用類似の働き方に係る相談支援及び自営型テレワークに係るモニタリング調査事業」を受託し、フリーランス関係受託事業に係る受託報酬及び同事業支出に係る補正予算を編成した。また、当会を被告とする訴訟の第一審において、当会に対し、4283万474円の支払いを命じる判決がなされ、当会が控訴提起をするとともに強制執行停止の申立てを行ったため、その担保金を支出した。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第2号議案】 令和3年度一般会計・特別会計予算案の件	一般会計の予算規模は22億5954万円(当期収入予定12億1400万円、繰越金10億4553万円、支出予定15億7658万円)である。単年度では、3億6257万円の赤字予算である。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第3号議案】 令和4年度4・5月分 一般会計・特別会計暫定予算案の件	一般会計及び特別会計について、令和3年度予算の2か月分を令和4年4・5月分の暫定予算とする。なお、今年度は、会計規則第16条第2項(改正令和3年2月9日規則第4号)に基づき、「災害その他やむを得ない事由により定期総会を5月に開くことができないときは、暫定予算の額の2分の1に相当する額をもって6月から定期総会で予算が議決される月までの各月分の暫定予算とする」旨を付記している。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第4号議案】 綱紀委員会委員選任の件	法定委員会である綱紀委員会委員について、任期満了に伴う再任及び新任委員を選任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第5号議案】 第4号議案において選任された委員がその選任後任期満了までに欠けた場合の補欠選任について常議員会に一任する件	第4号議案において選任された綱紀委員会委員が任期満了までに欠けた場合、その都度総会を開催することは現実的でないため、その選任を常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第6号議案】 災害その他やむを得ない事由により、令和3年度の臨時総会が令和4年1月までに、また、令和4年度の定期総会が5月に開くことができないときには、当会資格審査会委員及び予備委員、綱紀委員会委員及び予備委員並びに懲戒委員会委員及び予備委員の選任を常議員会に一任する件	災害その他やむを得ない事由を理由に、定期総会または臨時総会が当初の予定時期より延期して開催された場合、綱紀・懲戒・資格審査会の委員及び予備委員の選任ができず、法定委員会の開催に影響を及ぼすこととなる。そのため、定期総会または臨時総会が順延された場合に限り、前記委員会委員の選任を常議員会に一任するもの。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第7号議案】 選挙会規一部改正の件	災害等で、選挙会規第18条に基づく選挙日時や投票所の変更だけでは投票所の安全な運営を確保できないおそれがある場合に、郵便投票のみで選挙を実施することができるようにする選挙会規の改正案。	圧倒的賛成多数により可決承認
<p style="text-align: center;">総議決権数 1679</p> <p>【議決権数(午後2時03分現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会員 79 (含役員 9)、委任状 1600 ・外国法事務弁護士特別会員 0、委任状 0 		